

姫路獨協大学受託研究規程

(平成12年7月28日制定)

改正 平成14年 1月17日
平成20年10月 1日

(目的)

第1条 この規程は、姫路獨協大学（以下「本学」という。）の教育・研究に寄与するため、本学外部の団体等（以下「委託者」という。）から委託を受けて本学教員（以下「教員」という。）が研究（以下「受託研究」という。）を行う場合の手続きについて定める。

(受託者)

第2条 受託研究において、受託者は本学学長とする。

(受託研究契約等)

第3条 委託者から受託研究委託申出書（様式第1号）により申出があったとき、学長は審査のうえ、受託することができる。

2 前項の受託をする場合、学長は、研究受託書（様式第2号）を委託者に交付する。ただし、特に契約書を必要とする場合は、受託研究契約書を取り交わすものとする。

(受託研究費)

第4条 受託研究の履行のために、委託者が本学に納入する金員を受託研究費という。

2 学長は、委託者に対して、受託研究費の請求（様式第3号）を行う。

3 学長は、受託研究費が委託者から納入されたとき、委託者に対して、領収書（様式第4号）を交付するものとする。

4 受託研究費は本学の本会計に組み入れして処理する。

5 いったん納入された受託研究費は、これを返還しない。ただし、天災その他の事由によって受託研究の履行が困難になった場合、学長はこの措置について、委託者と協議するものとする。

(受託研究者の決定)

第5条 受託研究を履行する本学の教員を受託研究者という。

2 受託研究者が二人以上になった場合は、受託共同研究という。

3 受託研究者の決定は、学長が当該教員の所属長の内諾を得たうえで行う。

4 受託研究者の受託研究履行上の手続きについては、別に定める。

(受託研究経費)

第6条 学長は、受託研究費から間接経費として10%を控除した額の金員を受託研究経費として、受託研究者に交付する。

2 受託研究経費により購入した図書、資料、標本及び機械・器具は、本学の所有とする。

(報告書)

第7条 学長は、受託研究が終了した時は、委託者に対して速やかに研究終了の通知をするものとする。

(その他)

第8条 この規程その他特に定めがない事項について、疑義が生じた場合は、本学と委託者との協議によるものとする。

(所管)

第9条 受託研究の事務手続きの所管は財務課とする。

附 則 (平成12年 規程第44号)

この規程は、平成12年7月28日から施行する。

附 則 (平成14年 規程第1号)

この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則 (平成20年 規程第20号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

学校法人獨協学園

姫路獨協大学長 殿

所在地 _____

委託者名 _____

責任者名 _____

受託研究委託申出書

このことについて、姫路獨協大学受託研究規程第3条第1項に基づいて、下記のとおり受託研究を申出ます。

記

- 1 研究課題
- 2 研究期間
- 3 研究目的及び内容
- 4 受託研究費及び払込予定日
- 5 機械・器具等の提供の有無
- 6 受託研究者に関する希望事項
- 7 その他細目は別紙のとおり

以 上

所在地 _____

委託者名 _____

責任者名 _____

学校法人獨協学園

姫路獨協大学長 印

研 究 受 託 書

このことについて、姫路獨協大学受託研究規程第3条第2項に基づいて、下記のとおり受託研究を受託しましたのでお知らせします。

記

- 1 研究課題
- 2 研究期間
- 3 研究目的及び内容
- 4 受託研究費及び払込予定日
- 5 機械・器具等の提供の有無
- 6 受託研究者
- 7 その他細目は別紙のとおり

以 上

所在地 _____

委託者名 _____

責任者名 _____

学校法人獨協学園

姫路獨協大学長 印

受 託 研 究 費 請 求 書

このことについて、姫路獨協大学受託研究規程第4条第2項に基づいて、下記のとおり受託研究費を請求します。

記

- 1 請求金額
- 2 振込先
- 3 受託研究に関する事項
 - (1) 研究課題
 - (2) 研究期間

以 上

様式第4号

年 月 日

所在地 _____

委託者名 _____

責任者名 _____

学校法人獨協学園

姫路獨協大学長 印

受 託 研 究 費 領 収 書

このことについて、下記のとおり受託研究費を領収しましたので、姫路獨協大学受託研究規程第4条第3項に基づいて交付します。

記

- 1 領収金額
- 2 受託研究に関する事項
 - (1) 研究課題
 - (2) 研究期間

以 上